

経費助成の内訳（一般型訓練・政策課題対応型訓練）

(1 枚中 1 枚目)

1 年間計画番号	2 助成の区分 (該当するものに○を付けてください)	① 一般型訓練	3 東日本大震災復興対策による特例措置利用の有無 (該当するものに○を付けてください) ア 被災地 イ 無
		② 政策課題対応型訓練 ア 若年人材育成コース イ 成長分野等人材育成コース ウ グローバル人材育成コース エ 熟練技能育成・承継コース オ 認定実習併用職業訓練コース カ 自発的職業能力開発コース キ 育休中・復職後等能力アップコース	

4 訓練コースの名称	生産管理担当者研修				
5 事業内訓練					
助成対象経費の算定	訓練等 ① 部外講師の謝金 部外講師の謝金額	実施時間数 時間	② 施設・設備の借上げ費		
			円		
	(1時間あたり3万円を限度とします。)		③ 教材費・教科書代		
			円		
	(①+②+③)の額	助成対象労働者数 人	I 助成対象経費		
	円	× $\frac{\text{助成対象労働者数}}{\text{訓練コースの総受講者数}}$ × $\begin{pmatrix} 1/3 \\ 1/2 \end{pmatrix}$ =	円		
事業外訓練					
	訓練等 1人あたりの入学料及び受講料 80,000 円	助成対象労働者数 4 人	II 助成対象経費 160,000 円		
	×	×	×		
海外の大学、大学院、教育訓練施設等で訓練等を実施する場合					
	訓練等 1人あたりの入学料・受講料 ・教科書代・住居費・宿泊費・交通費	助成対象労働者数 人	III 助成対象経費		
	円	×	円		
	×	×	=		
※限度額					
6	1人あたりの経費助成限度額	V 経費助成額の合計 (100円未満は切り捨て)			
	訓練区分	企業規模	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
成長分野等人材育成コース グローバル人材育成コース 育休中・復職後等能力アップコース	中小企業	15万円	30万円	50万円	
上記以外の訓練コース	大企業	10万円	20万円	30万円	
	中小企業	7万円	15万円	20万円	

(注) 育休中・復職後等能力アップコースのうち、育児休業中の訓練等については、企業規模に応じて、中小企業の場合は30万円、大企業の場合は20万円とし、訓練時間に応じた限度額は設けない。

様式7-1号 経費助成の内訳(裏面)

提出上の注意

この様式は、経費助成の算定を行う場合の様式となっております（中長期的キャリア形成コースにおいて経費助成の算定を行う場合の様式は、経費助成の内訳（中長期的キャリア形成コース）（様式7-2号）となります。）。

記入上の注意

- 1 1欄は、年間職業能力開発計画（様式3-1号）と対応した年間計画番号を記入してください。
 - 2 2欄は、当該訓練の助成区分として該当するもの1つに「○」を記入してください。
 - 3 3欄は、東日本大震災復興対策による特例措置について該当する区分に「○」を記入してください。
 - 4 4欄は、年間職業能力開発計画（様式3-1号）と対応した訓練コースの名称を記入してください。
 - 5 5欄は、OFF-JTに係る経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ少額である方が経費助成額になります。
- (1) 事業内訓練で助成対象となる経費は、①部外講師の謝金、②施設・設備の借上げ料、③教材費・教科書代です。①、②、③を合計した額に、
（助成対象労働者数÷総受講者数）の値と助成率（助成率表参照）を乗じて算出します。
- (2) 事業外訓練で助成対象となる経費は、入学料・受講料・教科書代等です。
- (3) 海外の大学、大学院、教育訓練施設等で訓練等を実施する場合の助成対象となる経費は、入学料・受講料・教科書代等・住居費・宿泊費・交通費です。
なお、外貨で支払った場合のレート換算基準は、支給申請を行った日が含まれる月の基準レートを使用することとします。
- (4) 1人あたりの経費助成限度額は、訓練コースにより下記のとおりとなっております。

1人あたりの経費助成限度額

訓練区分	企業規模	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
成長分野等人材育成コース グローバル人材育成コース 育休中・復職後等能力アップコース	中小企業	15万円	30万円	50万円
	大企業	10万円	20万円	30万円
上記以外の訓練コース	中小企業	7万円	15万円	20万円

(注) 育休中・復職後等能力アップコースのうち、育児休業中の訓練等については、企業規模に応じて、中小企業の場合は30万円、
大企業の場合は20万円とし、訓練時間に応じた限度額は設けない。

※1 「助成対象労働者」とは、訓練コースの助成対象訓練時間数（OFF-JTとOJTのそれぞれの時間数）の8割以上出席した者をいいます。

※2 「総受講者数」とは、社外からの受講者等を含めた、訓練コース全体の受講者数をいいます。

※3 （助成対象労働者数÷総受講者数）の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。

その他

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等については、助成対象となりません。
なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となります。
- 2 都道府県の職業能力開発施設及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。
- 3 団体等実施型の実施計画書を提出している団体等が実施する訓練等の受講料、教科書代等は、助成対象となりません。

【中小企業】

	OFF-JT		OJT
	賞金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般型訓練	400円	1/3	
政策課題対応型訓練			
若年人材育成コース			
成長分野等人材育成コース			
グローバル人材育成コース			
熟練技能育成・承継コース	800円	1/2	
認定実習併用職業訓練コース			
自発的職業能力開発コース			
育休中・復職後等能力アップコース			
			600円

【大企業】

	OFF-JT	
	賞金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)
政策課題対応型訓練		
成長分野等人材育成コース	400円	1/3
グローバル人材育成コース	400円	1/3
育休中・復職後等能力アップコース	400円	1/3

特定被災区域に所在する事業主

	OFF-JT		OJT
	賞金助成額 (1人1コース1時間あたり)	経費助成率 (1人1コースあたり)	実施助成 (1人1コース1時間あたり)
一般型訓練	800円 400円<大企業>	1/2 1/3<大企業>	
認定実習併用職業訓練コース	800円 400円<大企業>	1/2 1/3<大企業>	600円<大企業>